## 日常生活用具給付品目

種目	品目	性能等	対象者	耐用年数	基準額(円)	備考欄
介護·訓練用支 援用具	特殊寝台	腕, 脚等の訓練できる器具を附帯し, 原則として使用者の頭部及び脚部の傾 斜角度を個別に調整できる機能を有す るもの。	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者	8年	154, 000	※介護保険優先
	特殊マット	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は 損耗を防止できる機能を有するもの。	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害1級で常時介護を必要とする身体障害者(身体障害児の場合は2級を含む)及び重度又は最重度の知的障害者(児)。ただし原則として3歳以上の者 ※エアマット可。介護保険優先。	5年	19, 600	※介護保険優先
	特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので,障害者又は介護者が容易に使用し得るもの。	下肢又は身体障害1級で常時介護を要する身体障害者(児)ただし、原則として学齢児以上の者 ※尿が自動的に吸引されるもの	5年	67, 000	※介護保険優先
	入浴担架	障害者を担架に乗せたままリフト装置 により入浴させるもの。	下肢又は身体障害2級以上の身体障害者 (児)で、入浴に当たり家族等他人の介護を 要する者。ただし、原則として3歳以上の者	5年	82, 400	
	体位交換機	介助者が障害者の体位を変換させるの に容易に使用し得るもの。	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者 (児)で下着交換等に当たり家族等他人の介助を要する者。ただし、原則として学齢児以 上の者	5年	15, 000	※介護保険優先
	移動用リフト	介助者が障害者を移動させるにあたって容易に使用し得るもの。 (天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。)	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者 (児)。ただし、原則として3歳以上のもの	4年	159,000	※介護保険優先
	訓練いす	原則として附属のテーブルを付けるも の。	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者 (児)。ただし、原則として3歳以上のもの	5年	33, 100	
	訓練用ベット	腕又は脚の訓練ができる器具を備えた もの。	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児 で原則学齢児以上	8年	159, 200	
自立生活支援用	入浴補助用具※介護保険優先	入浴時の移動,座位の保持,浴槽への 入水等を補助できるもので,障害者又 は介助者が容易に使用し得るもの。た だし,設置に当たり住宅改修を伴うもの を除く。	(児) で入浴に介助を必要とする者。ただ	8年	90, 000	※介護保険優先
	便器※介護保険優先	手すり付きのもので障害者が容易に使用し得るもの。(取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。)	下肢又は体幹機能に障害を有する身体障害者 (児)。ただし原則として学齢児以上の者	8年	4, 450	※介護保険優先
	T字状・棒状のつえ	十分な強度を有するT字状又は棒状のもの。(松葉づえ,カナディアン・クラッチ,ロフストランド・クラッチ及び多点杖を除く。)		3年	木 材 2,310 軽金属 3,150	使光材付きつえ430円 全面夜光材付きつえ1,260円 外装に白色又は黄色ラッカー
	移動・移乗支援用具		平衡機能は下肢もしくは体幹機能障害を有する身体障害者(児)で、家庭内の移動等において介助を必要とする者。ただし、ただし原則として3歳以上の者	8年		※介護保険優先 既存の車椅子に取付けること により負荷が軽くなりスムー ズな移動が可能となる用具を 含む。
	頭部保護帽	ヘルメット型で転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの。	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害を有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒する恐れがある身体障害者(児)。又は、重度又は最重度の障害知的障害者(児)もしくは精神障害者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	3年	スポンジ・革を主材 料に製作 15,656 スポンジ・革・プラ スッチックを主材料 に製作 37,852	
	特殊便器	足踏ペダルで温水温風を出すことができるもの及び介護者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし,取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	上肢障害2級以上の身体障害者(児)及び重度又は最重度の知的障害者(児)で訓練を行っても自力で排便後の処理が困難な者。ただし原則として学齢児以上の者	8年	151, 200	※介護保険優先 足踏みペダルで温水・温風が 出るもの。取替で住宅改修に 該当しないもの
	火災警報器	室内の火災を煙又は熱により感知し, 音又は光を発し, 屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	障害等級2級以上の身体障害者(児)及び重度又は最重度の知的障害者(児)であってそれぞれ火災発生の感知及び非難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯	8年	15, 500	
	自動消火器	室内温度の異常な上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。		8年	28, 700	
	電磁調理器	障害者が容易に使用し得るもの。	視覚障害2級以上の視覚障害者で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯又は重度若しくは最重度の知的障害者で知的障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	6年	41,000	
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	視覚障害2級以上の身体障害者(児)。ただ し、原則として学齢児以上の者	10年	7,000	

## 日常生活用具給付品目

種目	品目	性能等	対象者	耐用年数	基準額(円)	備考欄
	聴覚障害者用屋内信号装置		聴覚障害2級以上の聴覚障害者(児)で聴覚 障害(児)のみの世帯及びこれに準ずる世帯	5年	聴覚障害者用屋内信 号装置 87,400 サウンドマスター 36,100 聴覚障害者用目覚ま し時計 15,300 聴覚障害者用屋内信 号灯 17,800	
在宅療養等用 ・接等 ・接用 ・接用 ・接用	透析液加温器	透析液を加温し、一定の温度に保つもの	腎臓機能障害3級以上の身体障害者(児)。 ただし、原則として3歳以上の者	5年	51, 500	
	ネブライサー	障害者が容易に使用し得るもの。	呼吸機能障害3級以上又は同程度の身体障害者(児)であって、必要と認められる者。ただし、原則として学齢児以上の者。 ※医師の意見書等により、上記等級以外のものであれば可。	5年	36, 000	※ネブライザーと吸引器が一体型の場合でも、基準額はどちらか一方とし合算はしな
	電気たん吸引機	障害者が容易に使用し得るもの。		5年	56, 400	い。 い。
	酸素ボンベ運搬車	障害者が容易に使用し得るもの。	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障 害者 (児)	10年	17, 000	
	盲人用体温計	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	視覚障害2級以上の視覚障害者(児)で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。ただし、原則として学齢時以上の者	5年	9, 000	
	盲人用体重計	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	視覚障害2級以上の視覚障害者(児)で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。ただし、原則として学齢時以上の者	5年	18, 000	
	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)		呼吸器3級以上又は同程度の身体障害者(診断書等により必要と認められる者)であって、呼吸管理上必要と認められるもの。	5年	58, 800	
	携帯用会話補助装置	携帯式で、ことばを音声又は文章に変 換する機能を有し,障害者が容易に使 用し得るもの。	肢体不自由又は音声機能若しくは言語機能障害であって、発生・発語に著しい障害を有する身体障害者(児)。ただし、原則として学齢児以上	5年	98, 800	
	情報・通信支援用具	パソコンを操作する際にその障害があるために必要となる当該周辺機器及び アプリケーションソフト等のうち,障 害者向けに開発されたもの。	上肢機能障害2級又は視覚障害2級以上の身体 障害者 (児)	_	100,000	※パソコン本体は対象外
	点字ディスプレイ	文字等のコンピューター画面情報を点 字等により示すことができるもの。	視覚障害及び聴覚障害の重複障害を有する (原則として視覚障害2級かつ聴覚障害2級以 上)身体障害者であって、必要と認められる 者	6年	383, 500	
	点字器	32マス18行の両面書のもの。	視覚障害2級以上の視覚障害者(児)。原則 として学齢児以上	標準型 7 年 携帯型 5 年	(標準型) 真鍮製 10,712 プラスチック製 6,798 (携帯型) アルミニウム製 7,416 プラスチック製 1,699	
	点字タイプライター	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	視覚障害者2級以上の視覚障害者(児)で就 労若しくは就学している者又は就労が認めら れる者	5年	63, 100	
	視覚障害用ポータブルレコーダー	①音声等により操作ボタンが知覚又は認識できかつDAISY方式による録音並びに当該方式により、記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの。②音声等により操作ボタンが知覚又は認識できかつDAISY方式により、記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの。	視覚障害者2級以上の視覚障害者(児)。た だし、原則として学齢児以上の者	6年	録音再生機 89,800 再生専用機 36,750	
	視覚障害者用活字読み上げ装置	文字情報と同一紙面上に記載された当 該文字情報を暗号化した情報を読み取 り,音声信号に変換して出力する機能 を有するもので,視覚障害者が容易に 使用し得るもの。	視覚障害2級以上。ただし、原則として学齢 以上の者	6年	115, 000	
	視覚障害者用拡大読書器	画像入力装置を読みたい印刷物等の上に置くことで、容易に拡大された文字, 画像等をモニターに映し出せるもの。携帯用ルーペは含まない。	視覚障害を有する視覚障害者(児)であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者。ただし原則として、学齢以上の者	8年	198, 000	
	盲人用時計	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	視覚障害2級以上の視覚障害者(児)。なお 音声時計は、手指の触覚に障害がある等のた め触読式時計の使用が困難な者を原則とす る。ただし、原則として学齢児以上の者	10年	触読式 10,300 音声式 13,300	
	聴覚障害者用通信装置	一般の電話に接続することができ、音 声の代わりに文字等により通信が可能 な機器で、聴覚障害者が容易に使用し 得るもの。	聴覚障害者又は発声、発語に著しい障害を有するために、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる聴覚障害 (児)等とする。ただし原則として、学齢以上の者	5年	71, 000	FAX

## 日常生活用具給付品目

種目	品目	性能等	対象者	耐用年数	基準額(円)	備考欄
	聴覚障害者用情報受診装置	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの。	聴覚障害者(児)であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	6年	88, 900	
		(笛式) 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。(電動式) 顎(あご)下部等に当てた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔(くう)内に導き構音化するもの(電池及び充電器を含む。)	喉頭摘出者	笛 式4 年 電動式5 年	笛 式 5,150 電動式 72,203	(加昇領) 気管カニューレ付き   人工喉頭 (笠式) 3 193円
情報・意思疎通 支援用具	福祉電話(貸与)		聴覚又は音声機能若しくは言語機能に障害を有する聴覚障害者など又は外出困難な身体障害者 (原則として2級以上)であってコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者又はファックス被貸与者。聴覚障害者等又は身体障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯。	_	83, 300	
	ファックス(貸与)		聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上の聴覚視覚障害者等であってコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者。ただし、電話(福祉電話を含み)によるコミュニケーション等が困難な聴覚障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯。	_	441,000	
	点字図書	点字により作成された図書のうち、月刊又は週刊で発行される雑誌を除くもの(年間6タイトル24巻を限度とし、辞書等一括で購入すべきものを除く。)	情報の入手を点字によっている視覚障害者	_	L L	
排泄管理支援用具	ストマ装具	(蓄便袋) 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋であってラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの(1箇所当たりの皮膚保護剤及び袋を皮膚に密着させるものを含む月額とする。) (蓄尿袋) 低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付であってラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの(1箇所当たりの皮膚保護剤及び袋を皮膚に密着させるものを含む。)	人工肛門又は人工膀胱造設者		蓄便袋 1ヶ月 8,858 2ヶ月 17,716 蓄尿袋 1ヶ月 21,639 2ヶ月 23,278	
	紙おむつ	紙おむつ,脱脂綿,サラシ,ガーゼ, 洗腸装具。	1 ストマの著しい変形等によりストマ装具の使用が困難な者 2 先天性疾患に起因する神経障害による高度の排便又は排尿機能障害の者 3 脳原性運動機能障害又は脳性麻痺等により四肢機能若しくは体幹機能障害を有する意思表示困難な身体障害者(身障2級以上かつ療育A) ※初回のみ医師の診断書必要。	_	1 ヶ月 12,000 2 ヶ月 24,000	
	収尿器	(男性用) 採尿器と蓄尿袋で構成され、尿の逆流防止装置がついたもので、ラテックス製又はゴム製のもの。(女性用) 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの(普通型)又はポリエチレン製(20枚1組)の採尿袋導尿ゴム管付きのもの(簡易型)	高度の排尿機能障害	1年	(男性用) 普通型 7,931 簡易型 5,871 (女性用) 普通型 8,755 簡易型 6,077	
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	下肢・体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する3級以上の者特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の者	-	200, 000	※介護保険優先

(注)

- 1. 乳幼児期以前(出生から概ね3歳未満)の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、体幹機能障害に準じ取り扱うものとする
- 2. 障がい部位が複数に渡る場合でも、それぞれの障がい程度の等級によるものとする。
- 3. 次の各号に掲げる日常生活用具の給付を受けたときは、この表の額に当該各号に定める額を加算する。
  - (1) 夜光材付きつえ 430円
  - (2) 全面夜光材付きつえ 1,260円
  - (3) 外装に白色又は黄色ラッカーを使用したつえ 273円
  - (4) 気管カニューレ付き人工喉頭(笛式) 3,193円